

いじめ防止基本方針

開智中学校・高等学校

令和元年度

目次

I いじめの理解

1. はじめに
2. いじめの定義
3. 教員の姿勢
4. いじめの構造
5. いじめの進行
6. いじめの様態

II いじめの予防

1. 教師の基本姿勢
2. 安心安全につながる環境づくり
3. 授業・学級経営
4. 道徳教育
5. 行事
6. 保護者・地域との連携
7. インターネット上のいじめ防止

III いじめの早期発見

1. 安全確保
2. 認識
3. 手立て
 - ① 観察
 - ② 情報収集
 - ③ アンケート等
 - ④ チェック項目

IV いじめの対応・解決

1. 対応の手順
 - ① 校内での解決を目指す比較的軽度な事象
 - ② 校内での解決を目指す、対応が複雑または困難な事象
 - ③ 校内だけでは解決が困難な事象
2. 組織的対応の展開
 - ① 情報の把握（認知）と事実確認
 - ② 対応方針と役割分担の決定
 - ③ 事実の究明と支援及び指導
 - ④ いじめ関係者への支援・指導
 - ⑤ 保護者との連携
 - ⑥ 保護者との日常的な連携

V 取り組み内容の点検・評価

I いじめの理解

1. はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた生徒を苦しめ、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの学校においても起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止等の対策のための組織を置き、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。

どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであること、まただれもが被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識において取り組む。

3. 教員の姿勢

- ① 教員自身の人権意識を高める。
- ② いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④ 日頃から他の教員とこまめに情報交換することによって生徒の変化をキャッチできる体制を整える。
- ⑤ 日頃から生徒に自分の悩みを相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるとともに、相談できる体制が確立されていること、外部機関への相談も可能であることを生徒に周知徹底する。

*外部機関窓口例

ヤングテレホンいじめ110番 (警察本部少年課)	073-425-7867
子ども相談センター (和歌山県子ども女性障害者センター)	073-445-5312
子どもと家庭のテレフォン110番 (和歌山県子ども女性障害者センター)	073-447-1152
和歌山いのちの電話 (社会福祉法人和歌山いのちの電話協会)	0120-738-556 073-424-5000
はあとライン (和歌山県精神保健福祉センター)	073-424-1700

- ⑥ 相談された内容については、解決に向け全力で取り組む。
- ⑦ 状況によって犯罪として対応する必要がある場合があることを認識し、適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、保護者にも正しい理解を図る。

*いじめが抵触する可能性のある刑罰法規例 (資料1 参照)

- | | | | | |
|------|------|------|--------|----------|
| ・傷害罪 | ・暴行罪 | ・窃盗罪 | ・恐喝罪 | ・器物破損罪 |
| ・脅迫罪 | ・強要罪 | ・侮辱罪 | ・名誉毀損罪 | ・強制わいせつ罪 |

4. いじめの構造

いじめは、加害・被害生徒だけの問題としてではなく、学級・学年または学校全体の問題としてとらえ、生徒全員の意識が改善できるよう取り組む。生徒の態度いかんでいじめの抑止力にもなり得るため、生徒全員に注意を喚起する。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に生じる上下関係のなかで、上位のものが下位のものにいじめを強要しているケースもあり、周囲からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のSNSでのやり取りの中でつくられている関係についても留意する必要がある。

被害生；いじめを受けている生徒

加害生；いじめている生徒

観衆；喜んで見ている、はやしたてる生徒

傍観者；見て見ぬふりをする生徒（暗黙の支持）→いじめの助長・加担につながりことにもなる。

5. いじめの進行

生徒の間に生じる力関係や上下関係を敏感に感じ取り、「遊び・ふざけ」の段階から「いじめ」につながる言動の萌芽を見逃さず、早期対応できるよう心がける。

第一段階；遊び、ふざけ（相互→一方向へ）

第二段階；けんか、いじわる、からかい、いじり

第三段階；心理的ふざけ、心理的いじめ、物理的ふざけ、物理的いじめ

6. いじめの様態

いじめには、その行為が比較的発見しやすいものもあるが、表出しにくい場合がほとんどである。いじめの様態はさまざまであり、加害生徒はもちろん、被害生徒自身も事実を隠そうとする意識が働くことが少なくない。「現場」を直接目にするはまれであることを認識したうえで、さまざまな様態のいじめを見逃さず、適切に対応する必要がある。

- ① 冷やかす・からかい・悪口・言葉での脅し
- ② 仲間はずれ・集団による無視
- ③ 持ち物を隠される・盗まれる・壊される
- ④ 暴力（ぶつかる・叩く・蹴る・殴る）
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 嫌な行為・恥ずかしい行為をされる・させられる
- ⑦ パソコン・携帯電話等での誹謗中傷

II いじめの予防

教職員全員がすべての教育活動を通じて生徒同士の心の結びつきを深め、社会性や、意見・価値観の相違を認め合う心を育み、決していじめを許さない学校づくりを行う。

1. 教師の基本姿勢

教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを誘発・助長したりすることにもなり得ること、また、いじめは、集団の状態・雰囲気強く影響していることを認識し、教師自身の言動も含め、生徒への接し方に留意する。

2. 安心安全につながる環境づくり

ルールが不明確で、全体の規範意識が低下した環境下でいじめが起りやすいことを認識し、決まりやルール、善悪の基準を明確に示す。守られていない場合や、間違えている場合には、毅然とした態度で生徒を指導する。

また、教室・学校のあらゆる場所が整理されていること、掲示物の貼り方等についても配慮し、落ち着いて過ごすことのできる整った環境づくりを心がける。

3. 授業・学級経営

学校生活の中心である授業において、わからなくなることが生徒の大きなストレスになることを教員は認識し、「わかる授業」への技術向上に向けて研鑽し、どの生徒も活躍できる場を持つ授業であるよう心がける。また、「教科指導」のためだけの授業ではなく、授業は生徒の人間形成を担うことを認識し、教材を通して豊かな人間性を養う。

さらに、授業以外の学校生活においても、どんな生徒にとっても居場所のある、輝ける場所を持った学校であることを目指し、生徒自身の「自信」と「自己肯定感」を育む。

《取り組み》

・研究授業の実施【総務部 研修涉外班・各教科主任】

各教科において年3回以上の研究授業を実施する。合評会で意見を出し合い、教員相互の授業資質向上を目指す。

・教員研修の実施【総務部 研修涉外班・各部・各教科主任・委員会】

教員の資質向上のためのOJT研修

管理者や先輩が、職務遂行を通して、①組織メンバーとして成長するための布石、②仕事に必要な知識や技能・取り組み姿勢、③仕事をするための価値や達成感等々を効果的にかつ有効に身につけさせるための育成・指導を行う。

4. 道徳教育

本校の建学の精神である「四恩報答」の理念のもと、自分を取り巻くすべてのものに感謝する、素直で謙虚な心を育むための取り組みを行う。

日頃から、「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度で臨み、一人ひとりの個性や差異を尊重する姿勢を示す。道徳・宗教教育や人権学習、また普段のHR活動や集会等をとおして、「思いやりの心」「感謝の心」を育み、「生命の大切さ」「生きることのすばらしさ・喜び」に気づかせる。教員自身が、高い道徳心・倫理観を持って生きる姿勢を示す。

障害者や発達障害の生徒に対する心の垣根を持たず、社会に生きるさまざまな人の個性や特性を認め合う意識を育てる。

生徒自身が、いじめ問題の解決に向けてどう関わるべきか考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組める教育活動を行う。

5. 行事

学校行事へのさまざまな取り組みを通して、生徒の協調性と団結力を育む。

《宗教行事》【宗教科】

「花まつり」「成道会^{じょうどうえ}」での法話をとおして、仏教精神を学び、「四恩報答」を柱とした豊かな人間性を育む。

講演者の生き方に触れることで人間性を高める。

《人権講演会》【人権道德委員会】

「人権」を主題とした講演会を行い、生徒の人権意識・道德心を養う。

《新入生宿泊研修》

新入生は、入学直後に2泊3日の宿泊研修を実施し、集団での学校生活を始めるにあたっての心構えを学ぶ。グループ行動やオリエンテーション、集団生活のなかで、規律・人との関わり・思いやりの心を育む。

《文化祭・体育祭》

生徒が自分たちの行事を創り上げようとする取り組みのなかでおこりがちな意見の衝突や意識の差異から、人を傷つける言動・仲間はずれ等につながる可能性を十分に認識しながら生徒たちの活動を見守る。友人との接し方を学び、協調性や思いやりの心が養われるよう指導する。

《講演会等》

さまざまな人の考え方・生き方に触れ、社会での人との関わりの中で自分がどう生きていくべきか、多方面から考えるきっかけとする。

6. 保護者・地域との連携

家庭と学校、それぞれの役割と責任を自覚し、連絡を密にしながら連携していじめの予防に取り組めるよう、学校は積極的に保護者との信頼関係づくりに努める。

保護者会や、学年通信をとおして、保護者には、「共に育てていく」といった意識を持ってもらうよう働きかける。

また、外部講師を招き、保護者を対象とした人権講演会を実施するなど、育友会との間に定期的な情報交換の場を持つ。

さらに、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用し、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

7. インターネット上のいじめ防止

生徒に、SNSを含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを、集会や外部専門家等を招いての講演会をするなどし、しっかりと指導する。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定や、インターネットの利用に関するルールづくり等を周知徹底する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、軽い冷やかしかからかい、いたずら等の軽い遊び感覚で始まることが少なくない。いじめられていると感じている生徒の辛さと、「ふざけ感覚」でいじめの自覚を持っていない生徒の間に大きな意識の差が生じる。教員は、「いじめられていると感じている生徒」側の立場に立ち、普段から生徒のささいな変化に気づける関わりを心がける。

1. 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

2. 認識

いじめを受けている事実を知らせることで自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等から、相談をためらい、アンケート等にも事実を反映させないことも少なくない。

また、声を掛けても、平静を装ったり、逆に明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分も悪いと思うことで、自責の念に駆られ、自分の存在を否定したり、具体的行動（自傷行為や命に関わる重大事故）もつながったりすることもある。

いじめを受けているストレスを他の生徒に向けたり、自分がターゲットになることを恐れていじめに加わったりすることもある。

いったん問題が収束し解消したととらえた事案についても、時間をおいて再発する可能性も含んでいる。これらの認識を共有したうえで、生徒に対して日常的に細やかな観察が必要である。

3. 手立て

① 観察

- ・授業中や休み時間・昼食時・放課後・クラブ活動時間等、こまめに教室や活動場所に足を運び、生徒たちの様子に気を配る。言動や表情、服装等に普段と異なる様子が見られる場合には声を掛ける。
- ・移動教室での授業時間・食堂・図書館・トイレ等、教室以外の場所（特に教員の目の届きにくい場所）での生徒たちの様子にも目を配る。

② 情報収集

- ・こまめに二者面談を行い、いじめの問題だけでなく、個々の生徒が相談しやすい場を作る。個別生徒の呼び出しについては、他生徒の目を意識する生徒の不安に配慮する。
- ・生徒が面談・相談を希望した時には、随時速やかに対応できるようにする。
- ・ノートや提出物チェックの際、教員はできるだけコメントを記入する。応援されていることが感じられ、相談しやすい場となる。
- ・担任の思い込みを避けるためにも、教員間の情報交換・共有を欠かさない。
- ・欠席・遅刻・早退の増加に注意し、理由の不明確な欠席等については保護者との連絡を密にし、必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・保健室利用状況・養護教員への相談や訴えの内容についても担任・学年主任と共有し、問題点があれば迅速に対応する。
- ・ささいなことでも、気になる点があれば保護者に連絡し、家庭での様子等を聞く。家庭状況を踏まえた適切な指導をする。
- ・家庭で気になることがあれば、保護者から教員に気軽に相談・報告できる信頼関係を作る。

③ アンケート等

- ・記名または無記名で〈学校生活アンケート〉を年二回ほど実施する。
- ・アンケートの集計や分析には複数の教員であったり、必要に応じて専門家の意見を得る。
- ・特に、生徒の人間関係に変化が生じる時期（新年度や長期休業明け）や、学年末やクラス替えに伴う人間関係の不安を感じる時期に調査を実施する。
- ・関係機関（いじめ相談室・電話相談等）へのいじめの訴えや相談方法を生徒に周知する。

④ チェック項目

- ・具体的なチェック項目を参考に、生徒の様子に気を配る。〈チェック項目シート〉（様式2）を活用する。
- ・教員の資質向上のための〈指導に関するチェックシート〉（様式3）〈教員意識チェックシート〉（様式4）を活用する。

IV いじめへの対応・解決

いじめを担任一人で抱え込むと解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した時は、全教職員に周知し、的確迅速に対応する必要がある。また、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で解決に向けた協力体制と信頼関係の確立に努める。

1. 対応の手順

① 校内での解決を目指す比較的軽度な事象

[1対1の比較的軽度なからかいや無視]

- ・いじめ(疑われるもの)事象の認知

↓ **報告**

- ・学級(HR)担任及び副担任または学年担当教員が対応し、学年主任に報告
状況把握(事実関係調査)〈聞き取りシート〉(様式1)を活用

↓ **報告**

- ・生徒部長(班長)、管理者(校長・副校長)

↓ **事実報告**

保護者

↓ **招集**

- ・いじめ対策委員会;生徒部長(班長)、学年担当教員(主任・担任他)、認知に関与した教員
事実確認、指導・支援方針の決定

↓ **連絡**

- ・関係教員への周知

クラブ顧問・授業担当教員

↓

具体的な指導・支援へ

② 校内での解決を目指す、対応が複雑または困難な事象

[数名の軽度な言葉によるいじめ・仲間はずれ・無視]

[上記のいじめの継続、蹴る、叩く、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある]

- ・対応が複雑または困難な事象の認知

↓ **報告**

- ・生徒部長(班長)・学年主任・担任等が中心に対応
状況把握(事実関係調査)〈聞き取りシート〉を活用

↓ **報告**

- ・管理者(校長・副校長)

↓ **事実報告**

保護者

↓ **招集**

- ・いじめ対策委員会;管理者(校長・副校長)、生徒部長(班長)、学年担当教員(主任・担任他)、
特別活動担当教員、認知に関与した教員、養護教員

↓ **招集・報告**

- ・職員朝礼・職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を教員で共通理解

必要に応じて警察等への関係機関へ相談

↓

具体的な指導・支援へ

③ 校内だけでは解決が困難な事象；重大事態

i いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

ii いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

＊「相当の期間」；年間30日を目安。

一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

・重大事態の認知

↓ 報告

・生徒部長（班長）・学年主任・担任等が中心に対応

状況把握（事実関係調査）〈聞き取りシート〉を活用

↓ 報告

管理者（校長・副校長）

↓ 招集

↓

・いじめ対策委員会；事実確認、指導・支援方針の決定

管理者（校長・副校長），生徒部長（班長），教務部長，進路部長，総務部長，

学年担当教員（主任・担任他），特別活動担当教員，認知に関与した教員，養護教員

↓ 緊急招集

↓

・職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

↓

事象の拡大防止・具体的な指導・支援へ

↓ 事実報告

保護者

↓ 事実報告

和歌山県知事

↓ 報告・調査依頼

・調査組織；専門的知識及び経験を有した第三者の参加による調査組織
弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等
当該調査の公平性・中立性を確保

↓ 報告

和歌山県知事（再調査の必要性判断）

2. 組織的対応の展開

① 情報の把握（認知）と事実確認

i) 情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・当該生徒や保護者からの訴え
- ・第三者生徒や保護者からの情報提供
- ・他の教員からの情報提供
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、絵画や文章等から気になる言葉・表現を発見

ii) 事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒への確認
- ・生徒部長（班長）や管理者への報告、学校としての組織対応

iii) 留意点

- ・把握した教員一人で解決しようとしなない。
- ・報告・連絡・相談を迅速にする。

② 対応方針と役割分担の決定

i) 情報の整理

- ・いじめの様態（いつからだれがどのようなことを）、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒の様子

ii) 対応方針

- ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「怪我」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
- ・聞き取りや指導の際に留意すべき点を確認

iii) 役割分担

- ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
- ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
- ・周囲生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

③ 事実の究明と支援及び指導

状況・きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導が行えるようにする。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

i) 聞き取りの際の留意事項

- ・2名態勢が望ましいが、生徒の事情も考慮する。
- ・原則として、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。
- ・人目につかないような場所や時間帯に配慮する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聞き取りを行う。
- ・情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聞き取りを行う。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・聞き取りを終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に助言を求める。
- ・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて、警察署・児童相談所・青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。
- ・インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで当該生徒及びその保護者に了解を取り、プロバイダに連絡し、削除を養成する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

ii) 聞き取り段階ではいけないこと

- ・被害生徒と加害生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意・叱責・説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

④ いじめ関係者への支援・指導

i) 被害生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底して被害生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 ・対象が他生徒に移っていないか等にも注意する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場を確保し、じっくりと聴く姿勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことを伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。 ・加害生徒との今後の付き合い方など、具体的に指導・相談に乗る。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できることを伝える。また、相談機関の情報も伝える。 ・被害生徒自身にも原因があるような言動や、「頑張れ」などという安易な励ましはしない。 ・いじめが原因で被害生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて理解を促す。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活動の場や、友人との関係づくりを支援する。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

ii) 加害生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で公平に事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、

	<p>今後の行動の仕方について考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることにも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の交換や面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

iii) 傍観生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受ける恐れがあると不安を感じている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や、傍観していた生徒も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したら良いのかを考えさせる。 ・いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。 ・聞き取り内容から経過観察まで、時系列に沿って記録として残す。

⑤ 保護者との連携

i) 被害生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ 被害生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、加害生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

ii) 加害生徒の保護者との連携

- ア 事情の聞き取り後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ 被害生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

エ 誰もが、加害生徒にも・被害生徒にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実の聞き取りと学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

⑥ 保護者との日常的な連携

ア 年度当初から学年通信や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめの暴力の問題の発生時には、被害生徒側、加害生徒側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

V 取り組み内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取り組み状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。確認時期は各学期末とする。

様式1 聞き取りシート

記入日： 令和 年 月 日 ()

氏名 年 組 番

聞き取り者

記入者

聞き取りシート

<p>いつ (から)</p> <p>どこで</p> <p>だれが 直接関わった人</p> <p>周りで見ていた人</p> <p>止めようとした人</p> <p>その他</p>	<p>概要</p>
---	-----------

◆状況説明・補足

<p>◆状況説明・補足</p>

様式2 チェック項目シート

<p>登 下 校 時 時</p>	<p><input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が目立つ。HR開始間際の登校が目立つ。急いで帰宅する。</p> <p><input type="checkbox"/> 表情が暗く、うつむき加減で元気がない。</p> <p><input type="checkbox"/> おどおどしておびえているように感じられる。</p> <p><input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせようとしない。</p>
<p>授 業 時 間</p>	<p><input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。頭痛や腹痛を訴える。</p> <p><input type="checkbox"/> よい発言や行動をしても周りから称賛や評価が得られない。しらけたり反発したりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。顔を見合わせたり、ひそひそ話をしたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 返答や発言の声小さくなる。筆圧が弱くなる。挙手しなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/> 机や教科書、ノートなどに落書きや傷が目立つ。</p> <p><input type="checkbox"/> グループ分けをすると、一人になる。</p> <p><input type="checkbox"/> 急に授業と関係ない発言やふざけた発言をしたりして、周りから笑われる。</p> <p><input type="checkbox"/> 体育の授業で激しいプレーによる特定の生徒への接触行為が目立つ。</p>
<p>昼 食 時 ・ 休 憩 時 間</p>	<p><input type="checkbox"/> 食事量が減る。(食べない。)</p> <p><input type="checkbox"/> ポツンと一人で食事している。</p> <p><input type="checkbox"/> 休憩時間に一人でいることが多くなる。トイレに閉じこもる。</p> <p><input type="checkbox"/> 授業に遅れて入ってくる。</p> <p><input type="checkbox"/> 保健室や図書室などにいることが多い。教員室の周りをうろうろしている。</p> <p><input type="checkbox"/> グループで行動していても、楽しそうにしていない。沈んだ表情をしたまま後についていく。</p> <p><input type="checkbox"/> 遊んでいてもいつも「やられ役」になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 他のクラスの友人と過ごすことが多くなる。</p>
<p>そ の 他</p>	<p><input type="checkbox"/> 元気がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 持ち物を隠される。衣服が汚れたり破れたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 強い口調で呼び捨てにされたり、不快なあだ名で呼ばれたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 物が壊れたりなくなったりすると、疑われる。</p> <p><input type="checkbox"/> いじめアンケートへの回答時等、固い表情になったり、おどおどしたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。</p> <p><input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で代表等に指名されたり選ばれたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の生徒の席にだれも座ろうとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> 掲示物のなかの特定の生徒の名前が消されたりいたずらをされたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 頻繁にお金を持ちだす。</p> <p><input type="checkbox"/> 顔や身体に傷やあざがある。</p>

様式3 指導に関するチェックシート

<p>言 動 に つ い て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒の言い分に耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 生徒の良さを見つけようとしている。 <input type="checkbox"/> 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。 <input type="checkbox"/> 叱責する必要のある時にも感情的にならず、冷静に対応している。 <input type="checkbox"/> 生徒の具体的な行動や考え方についての指導を行い、決して人格を否定するような言葉は用いない。 <input type="checkbox"/> えこひいきや差別をせずに生徒に公平に接している。 <input type="checkbox"/> 生徒の考えを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。 <input type="checkbox"/> 生徒のプライバシーを守っている。 <input type="checkbox"/> 一日に一回は会話をするなど、どの生徒とも関わりを持っている。 <input type="checkbox"/> 教員が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動はしない。 <input type="checkbox"/> 常に人権意識を高め、人権教育の自己研鑽に努める。
<p>授 業 時 間 ・ 学 級 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。 <input type="checkbox"/> どの生徒の発言にも全員が耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。 <input type="checkbox"/> SHRやLHRの内容が豊かで、生き生きと運営されている。 <input type="checkbox"/> リーダーや、積極的に発言・活動しようとする生徒に対して、協力する支援体制ができています。 <input type="checkbox"/> 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。 <input type="checkbox"/> 指示したことについて、生徒が理解・納得しているか、確認している。 <input type="checkbox"/> 生徒の能力・特性に応じた説明をしている。 <input type="checkbox"/> 成果を出した生徒を褒め、認め合える雰囲気がある。
<p>普 段 の 生 活</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誤りを認め、許しあえるムードがある。 <input type="checkbox"/> 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> クラスが閉鎖的にならず、クラス間の交流がある。 <input type="checkbox"/> 昼食時等、和やかな雰囲気があり、生徒それぞれに居場所がある。 <input type="checkbox"/> 清掃が行き届き、掲示物の貼り方や、物品の整理整頓も行き届いている。 <input type="checkbox"/> 傷・破損・落書き等を放置せず、交換や修繕が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 私物・公共物に関わらず、生徒一人ひとりが物を大切に扱おうとする気持ちを持っている。
<p>連 携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 担任・副担任間、学年教員・学年主任間、各学年主任間等、教員同士が普段から気軽に情報交換できる場と雰囲気が確保されている。 <input type="checkbox"/> 学年担当教員と管理者の間の報告・連絡・相談が迅速に行われる体制が整えられている。 <input type="checkbox"/> 定期的に情報交換できる場として、学年会議等がもたれている。 <input type="checkbox"/> 保護者会や学年便り、保護者宛て案内等で、学年・学級の取り組みの様子が保護者に適宜伝えられ、理解されている。 <input type="checkbox"/> 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。 <input type="checkbox"/> いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。 <input type="checkbox"/> 一方的な思い込みや偏った見方でなく、確かな事実や根拠を基に指導する様子が伝わっている。

様式4 教員意識チェックシート

<p>S H R</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻を早めに把握し、連絡のない生徒については家庭に確認している。 <input type="checkbox"/> 出欠確認時、生徒の様子や表情に気を配っている。 <input type="checkbox"/> 欠席・早退した生徒には、授業連絡等も含め、家庭に様子伺いの連絡を入れている。 <input type="checkbox"/> 遅刻した生徒や、前日に欠席・早退した生徒には言葉がけをしている。
<p>交 友 関 係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学級開きにおいて、「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示している。 <input type="checkbox"/> 生徒の交友関係を把握し、変化に気づける。 <input type="checkbox"/> 力関係や上下関係が生まれていないかに留意し、特定の生徒が常に「やられ役」になっていないか気を付けている。 <input type="checkbox"/> グループ分けにおいて、とけ込めない生徒・疎外感を感じている生徒の存在・気持ちに配慮している。 <input type="checkbox"/> 仲間外れや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処・報告している。
<p>清 掃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒が役割をきちんと果たしているか、確認しながら清掃指導に携わっている。 <input type="checkbox"/> 常に楽な仕事ばかりしている生徒や、負担の大きい仕事を押し付けられている生徒がいないか気を配っている。 <input type="checkbox"/> 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きやいたずら、破損が無いか気を付けている。 特に、特定の生徒の名前や写真等にいたずらが無いかな、注意している。 <input type="checkbox"/> 翌朝、生徒が気持ちよく登校できる落ち着いた教室になっているか、最終点検している。
<p>放 課 後 ・ 部 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 授業時間以外の休憩時間等にもこまめに教室に足を運び、生徒の様子や動向に気をつけている。 <input type="checkbox"/> 終礼時、様子の気になる生徒はいないか目を配っている。 <input type="checkbox"/> 終礼時、明日の意欲につながるような言葉がけをしている。 特に、失敗や気分の沈むことのあった生徒には、励ましの言葉を掛けるなど、明日への意欲につながるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 部活動で、技術向上の指導だけでなく、規律を守り協調性を身につけさせるなど、人間性を高める指導を心掛けている。 <input type="checkbox"/> 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか、気を付けている。 <input type="checkbox"/> 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせる叱り方をしていない。 <input type="checkbox"/> 部活動で失敗した生徒が、周りの生徒から不適切な責められ方をしていないか気を付けている。
<p>授 業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 授業の開始・終了時刻を守っている。 <input type="checkbox"/> 空席の生徒を確認している。 欠席等以外の空席があった場合、状況を確認し、出席簿・教務手帳にも正確に記録している。 <input type="checkbox"/> 開始・終了の挨拶が全員できちんとできるよう指導している。 <input type="checkbox"/> 机上や机周りの学習環境が落ち着いたものになっているか気を付けている。 <input type="checkbox"/> だれもが設備・器具等を公平に使えるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 自分の期待・予想とずれた生徒の発信も尊重している。 <input type="checkbox"/> 「どうしてこんなことができないのか」などと、自尊心を傷つけるような言い方をしていない。 <input type="checkbox"/> 生徒が失敗したとき、笑う生徒がいた場合には黙認せず注意している。 <input type="checkbox"/> 集中していない生徒がいたとき、生徒に注意を促すだけでなく、授業展開の改善も考えている。 <input type="checkbox"/> 一方的講義になっていないか、生徒の表情・反応を見て理解度を確認しながら授業を進めている。 <input type="checkbox"/> 他の生徒へのみせしめ的な叱り方や、感情的な叱り方をしていない。

	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> どの席の生徒からも見やすくわかりやすい板書であるよう、常に工夫している。 <input type="checkbox"/> 目の前の生徒の現状に合った授業ができているか、常に検討している。 <input type="checkbox"/> 生徒がどこでつまづいているか把握し、改善するための手を打っている。 <input type="checkbox"/> 先輩教員の授業を見学させてもらうなど、授業の質の向上に努めている。 <input type="checkbox"/> 教科指導力を高めるため、日々研鑽している。
<p style="text-align: center;">生徒への態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒に対する言葉・態度については、いかなる場合も教師としてふさわしい言葉・態度であるよう肝に銘じている。 <input type="checkbox"/> 生徒に指導する前に、まず自分自身が範となっているか我が身を厳しく振り返っている。 <input type="checkbox"/> 一人一人の生徒を公平公正に見ている。 <input type="checkbox"/> 一人一人の生徒の顔を見て、接している。名前には敬称を付けて呼んでいる。 <input type="checkbox"/> 生徒同士の、相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していない。 <input type="checkbox"/> 生徒の話を親身に聞いている。 <input type="checkbox"/> 生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていない。 <input type="checkbox"/> 失敗が多い生徒を、先入観で悪く評価するようなことはない。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と比べて、褒めたりけなしたりしていない。 <input type="checkbox"/> 生徒の欠点を見つけようとせず、良さに目を向けるよう心掛けている。 <input type="checkbox"/> 失敗した生徒を例に挙げて話したりはしていない。 <input type="checkbox"/> 生徒の頑張りや努力を認める言葉がけを心掛けている。 <input type="checkbox"/> 生徒それぞれの家庭環境や事情も考え、一つひとつの言葉を慎重に選んでいる。 <input type="checkbox"/> 成績不振や問題行動を生徒の責任だけで済まさず、自分の指導や関わり方を振り返るようにしている。 <input type="checkbox"/> 「子ども扱い」ではなく、一人の人間として人格を尊重した接し方をしている。
<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 文書や懇談会で使う言葉について配慮している。 <input type="checkbox"/> 個人情報もしっかり管理できている。 特に、答案用紙・成績資料・教務手帳・家庭調書等の管理には厳重に注意している。 <input type="checkbox"/> 生徒のプライバシーに関わる内容は掲示していない。 <input type="checkbox"/> 教職員同士の会話や通話内容にも、周囲に第三者がいらないか配慮している。 <input type="checkbox"/> 保存する必要がある文書・データはバックアップを取り、慎重に管理している。 <input type="checkbox"/> 生徒や保護者の信頼を得ていると過信していない。

資料1 いじめの態様と刑罰法規及び事例

いじめの態様(※)	刑罰法規及び事例	
①ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例①：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例①：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例②：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
③嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例③：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例③：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
④金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例④：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
⑤金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例⑤：教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例⑤：自転車を故意に破損させる。
⑥冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例⑥：学校に来たら危害を加えると脅す。

	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、 第231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例⑥：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例⑦：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、 第231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例⑦：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	<p>第7条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (略)</p> <p>5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。</p> <p>事例⑧：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>